

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

ア 本市の地域概況

本市は、東名高速道路厚木 I C、新東名高速道路厚木南 I C、小田原厚木道路厚木西 I C、圏央道（さがみ縦貫道路）圏央厚木 I C、圏央道（さがみ縦貫道路）圏央厚木 P A スマート I C 有しており、また、国道 2 4 6 号・1 2 9 号・4 1 2 号などの交通結節点となっているため、交通の利便性が高く、自動車、電機等世界的な企業が多く集積している。

現在、新東名高速道路、厚木秦野道路を始めとした高規格幹線道路等の整備が進められており、これにより、(仮称)厚木北 I C 及び(仮称)森の里 I C が開設される予定であるため、更なる利便性の向上が見込まれている。

一方、圏央道など、首都圏全体での自動車専用道路の整備が進んでいることから、他都市でも交通アクセスが改善されるとともに、より広域的な都市間競争が生じることが予想される。

イ 本市の人口構造

本市の人口は、令和 2 年 1 0 月現在 2 2 3, 7 0 5 人で、平成 1 7 年から平成 2 9 年まで微増で推移していたが、平成 3 0 年以降減少に転じている。年齢別にみると、生産年齢人口（1 5 ～ 6 4 歳）は、平成 1 2 年をピークに減少に転じており、今後も減少が続くと見込まれている。

一方で、老年人口（6 5 歳以上）は令和 2 年現在、人口総数の 2 5. 5 % で超高齢社会に突入しており、今後も増加が続くと見込まれている。

なお、合計特殊出生率の上昇と 2 0 歳代の定住促進・転出抑制に取り組むことで、実現することができる人口の将来展望として、令和 4 7 年の目標人口を 2 0 2, 0 3 8 人としている。

ウ 本市の産業構造

本市における産業の構造は、事業所別に見ると「卸売業、小売業」、「不動産業、物品賃貸業」などが多く、従業者数では「卸売業、小売業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「製造業」が多くなっている。特に、「学術研究、専門・技術サービス業」の従業員数は県平均の 3 倍以上と非常に多く、本市の産業の特徴となっている。

平成 8 年まで、事業所数、従業者数は増加傾向であったが、その後はほぼ横ばいで推移している。(令和 3 年現在 9, 4 0 3 事業所、1 5 5, 9 5 9 人)

工業に関しては、事業所数は、平成 1 0 年以降減少傾向となっており、従業者数は、

平成22年を底として、現在は微増となっている。

また、商業に関しては、事業所数及び従業者数は、長期的には減少傾向であるが、平成24年からは微増となっている。小売業における消費人口と吸引率は、近年減少しているものの、県内各市の吸引率と比較すると依然として高い水準となっている。

エ 中小企業者の実態等

令和2年度に市内企業に対し実施したアンケートによると、経営上の課題として「人材の確保・離職者の低減」、「市場ニーズの変化の的確な把握」及び「生産性の向上（設備投資）」を挙げており、少子高齢化の進展や人口減少社会の到来、地震や台風等の自然災害の激甚化、情報通信技術の進展等による経済・産業構造の変化、市民ニーズの高度化・多様化、また、新たな感染症の脅威とそれを契機とした新しい生活様式への移行など、社会・経済環境が大きく変化する中、今後とも継続的に企業の経営力強化に向けた支援を進めていく必要がある。特に、企業における生産性の向上、人材力の強化といった経営基盤の強化につながる支援が求められている。

(2) 目標

本市では、市内企業の技術力向上と競争力強化を促進し、ひいては人手不足解消に寄与するため、生産性の向上に関する施策を集中的かつ一体的に行い、先端設備等導入計画を認定する事業者数を年20事業者とすることを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、本厚木駅周辺を中心に市内全域に事業所が所在するため、本計画の対象区域は、厚木市の全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、多様な産業が集積しているため、本計画の対象業種・事業は、厚木市内の全業種・事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の期間は、国の同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・認定先端設備等導入計画を認定したものの進捗状況について、調査を実施する場合がある。
- ・市税を滞納している事業者は、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・その他市長が不相当と認める事業は、先端設備等導入計画の認定の対象としない。